

令和6年能登半島地震で被災された方に対する建築確認申請等の手数料の減免に係る取扱い基準等

1. 減免対象者
 - 1) 県内に住民票を有している者
 - 2) 令和6年能登半島地震で被害を受けたことを証明できる者（所有者または居住者。その相続人や家族を含む。）
2. 減免対象の「被害」 令和6年1月1日に発生した能登半島地震及び引き続き発生した余震により、住宅の受けた被害が半壊以上（半壊、中規模半壊、大規模半壊、全壊）であるもの
3. 対象となる手数料 被災した住宅に代わる住宅（附属建築物を除く）の新築、増築、改築に係る確認申請（計画変更を含む）及び完了検査申請の各手数料
4. 減免する額 手数料の全額
5. 減免対象の「申請」 令和7年1月31日までに申請された確認申請及び完了検査申請であって、確認済証または検査済証の交付日が令和7年2月28日までであるもの
6. 必要書類
 - 1) 減免対象となる住宅の建築に係る申請書に「手数料減免申出書」及び「り災証明書の写し」または「被災証明書の写し」を添付
 - 2) 「り災証明書」または「被災証明書」に被害認定区分の記載がない場合は、別途市町村が発行する被害認定区分を証する書類の写し等を添付
 - 3) 「り災証明書」または「被災証明書」の申請者と確認申請等の申請者が異なる場合は、その家族であることの確認のため、住民票を添付
7. その他 申出書受理後、必要に応じ、敷地を管轄する特定行政庁との情報共有を実施

令和6年7月12日 適用

令和6年8月7日 適用